

新型コロナウイルス感染による今後の対応・対策を国に求める 意見書

2019年12月初旬に中国政府は、中国武漢市を中心に広がっている新型コロナウイルス感染について公式に発表した。これを受けて政府は、感染拡大防止の為、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、情報発信をして地方自治体、医療機関、専門家等と連携している。

また、新型コロナウイルス感染症対策では国民・企業・地域等に情報を提供し、冷静な対応を呼び掛けている。企業に対しては発熱等の風邪症状が見受けられる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかけ、イベント等の開催については、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には感染の広がり、会場の状況等を踏まえ開催の必要性を改めて検討するよう要請している。加えて感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供や支援を行い、外国政府及び外国旅行者への適切・迅速な情報提供と国内での感染拡大防止及び風評被害対策に繋げている。

しかし、いまだに国内では感染者が広まっており、今後、感染の拡大が急速に進むと、患者数の増加、医療従事者の感染リスク増大、医療提供体制の破綻などが考えられ、社会や経済の混乱などを招く恐れがある。今回の新型コロナウイルスは中国武漢市が閉鎖されるまでの間に武漢市と日本との間で多数の人々の行き来があり、その中にウイルスに感染していた人がいたと考えられる。今後海外で起こり得る新型感染症の水際対策では、感染発祥地からの入国制限の強化や入国するに当たっての検査の徹底を行うための法整備等が必要である。また、地方自治体においては、国と地方との協議がないまま国から一方的に政策を押し付けられ、全国各地では様々な自治体関係機関や国民生活にも混乱が生じている。

よって、国会及び政府においては、国民の安全・安心を守るために新型コロナウイルス感染に対し、今後、最善の対応・対策を講じるよう、下記の事項について要望する。

1. 海外での感染発源地からの入国制限の強化・検査を徹底する為、法整備などの必要な措置を早急に行うこと
2. 地方自治体との連携を緊密に行い、地方の財政負担とならないよう国が責任を持って対策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日
衆議院議長 様 ほか

魚津市議会